

## 預かり保育実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認定こども園石動青葉保育園（以下「当園」という）が、在園する1号認定子どもに対して、運営規程第12条2項に定める通常の教育・保育時間以外の預り保育の実施に関して定めるものである。

### (預り保育とは)

第2条 当園で行う預り保育とは、在園する1号認定子どもに対して年間を通じて継続的に実施するものである。これをもって保育認定にかかわらず、その成長・発達にとって望ましい質と内容を持った保育を在園する全ての子どもに保障するものである。臨時的、一時的に実施するものは「一時預り」と称し、その実施については別に定める。

### (対象)

第3条 1号認定児童が当園に入園を希望する場合、教育及び保育を一体的に進める当園の保育課程、保育の方法を理解し、原則として預り保育を受けることに同意するものとする。ただしやむを得ぬ事情で預り保育の実施が難しいと園長が認めたときは、預り保育を受けないことを認める場合がある。

### (保育の内容)

第4条 当園の1号認定児童の預り保育は、通常の教育・保育と一体的に行われるため、その方針、内容、職員体制等はすべて当園運営規程に定めるものと同様とする。

### (実施日時)

第5条 当園の預り保育は、一時的に預かる保育とは異なり通常の教育・保育時間に準ずる扱いとし、これを以下の日程で実施する。

- (1) 当園の休園日以外の月曜日から金曜日で、以下の(2)～(3)に掲げる時間とする。
- (2) 通常の教育時間（午前9時から午後3時）の前後の午前8時30分から午前9時と、午後3時から午後4時30分まで合わせて2時間。
- (3) 園規則第14条3項（2）に規定する年末年始、お盆期間、年度末の日のうち、午前8時30分から午後4時30分までの必要時間。

### (利用の申請)

第5条 預り保育の申請は、入園申請の際に当園と保護者との間で取り交わす入園申請書と入園承諾書をもって行う。

(預かり保育料)

第6条 預かり保育料は、園児の居住する市町村1号認定保育料の根拠となる階層を基準として算定する。その際に、午前8時30分から午後4時30分までの教育・保育時間を利用する2号保育短時間認定児童の保育料との整合性を確保する。従って、第2子、第3子等の軽減措置が同様に適用される。

2 実際の保育料(市町村の決定額+預かり保育料)に関しては、その根拠と算定式(表1)をその都度明らかとした説明を付した保育料の決定通知書をもって通知するものとする。

3 預かり保育料は、給食費のうちの主食費は含まないため、別途徴収する。

4 事情により土曜日の保育を利用する場合の利用料は、1回の利用につき500円とする。

(表1)

小矢部市の定める 保育料 A	同階層の2号認定短時間 保育料 B	Bより土曜日相当分を 減じた額 C (B×5/6)	預かり保育料 C-A
----------------------	-------------------------	---------------------------------	---------------

(保育料の支払い)

第7条 預かり保育料の支払いは、当園の発行する保育料の決定通知書により示された額、方法によって行うものとする。

附則 この要綱は平成28年4月1日より施行する。